

第 1 章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

我が国では現在年間 30 万人以上の国民ががんにより死亡しており、国民の 2 人に 1 人が一生のうちのがんと診断され、3 人に 1 人ががんで死亡すると推計されています。また、がんは 40 歳代以降の世代では死因の第 1 位であり、年齢を重ねるごとにがんで死亡する割合が増加していることが報告されています。

このような現状を踏まえ、平成 19 年 4 月 1 日に「がん対策基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、がん対策の総合的かつ計画的な推進を目的に「がん対策推進基本計画(以下「国基本計画」という。)」が策定されました。

更に平成 24 年に、がんを取り巻く新たな課題の顕在化から、平成 28 年度までの 5 年間を対象として、がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにするため国基本計画の見直しが行われました。この見直しにより、新たながんの教育・普及啓発、がん患者の就労を含めた社会的な問題、小児がん等に関する取組が追加されました。

埼玉県においても、基本法に基づき、平成 20 年 3 月に「埼玉県がん対策推進計画(以下「県推進計画」という。)」を策定し、平成 25 年に見直しが行われました。

本市でもがんは、死因の第 1 位であり、市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、平成 26 年 6 月に「さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例(以下「市条例」という。)」を制定しました。市条例の目的である市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「さいたま市がん対策推進計画(以下「本計画」という。)」を策定することとしました。

がんは「悪性新生物」とも呼ばれ、他の組織との境界に侵入したり(浸潤)、あるいは転移し、身体各所で増大することで生命を脅かす悪性腫瘍のことです。一般的にがんと「悪性新生物」は、ほぼ同義語として用いられています。

本計画では、出典元で「悪性新生物」という言葉を使用している場合以外はがんという言葉で統一して記載しています。

2. 基本理念

本市では、市条例の目的を踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

市民が互いに支え合い、 がんになっても安心して暮らすことのできる地域社会の実現

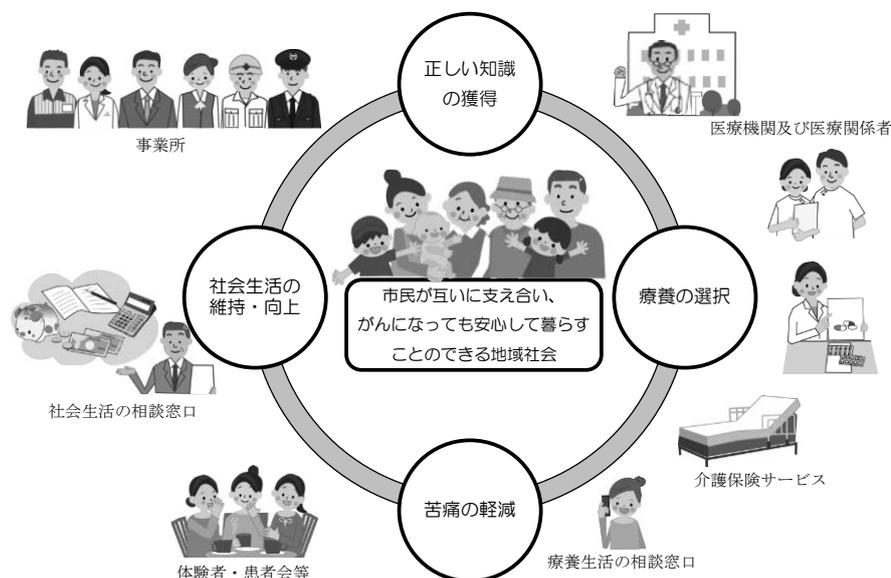
本市における、がんによる死亡者は年々増加しており、平成 26 年には 2,924 人の方が、がんで亡くなっています。がん対策は市民の生命と健康を守る上で重要であることから、平成 15 年度から、さいたま市ヘルスプラン21(以下「ヘルスプラン21」という。)の中で、がんの予防につながる適切な生活習慣の獲得及び維持を推進してきたところであり、今後はがん教育を含めたがんの予防に向けた取組の更なる推進が求められています。また、適切な生活習慣の維持という個人の努力だけでなく、受動喫煙や化学物質といった個人では防ぎきれない環境によるリスクは、市民、事業者、保健医療関係者、市等の地域全体で減らしていくことも併せて求められています。

このように、がんにならないための取組が進められる一方で、がん患者の治療と仕事の両立や生活の質の向上につながる取組もますます重要となってきています。

がん患者及びその家族は、病気及び治療等により生じる身体的な苦痛のほか、病状及び療養生活に対する不安等の精神的な苦痛、治療費や就労継続の難しさによる収入減少等の社会的な苦痛を抱えています。これらの苦痛が軽減され、正確な情報を基に、自身の生き方に係る選択を主体的に行えることが必要です。

がんになってもその人らしい生活を送るためには、保健医療関係者のみならず、がん患者及びその家族を取り巻く全ての人々の理解が必要不可欠です。本計画では、市民一人ひとりががんについて理解を深め、がんになっても住み慣れた地域で生活することを目指し、「市民が互いに支え合い、がんになっても安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念とします。

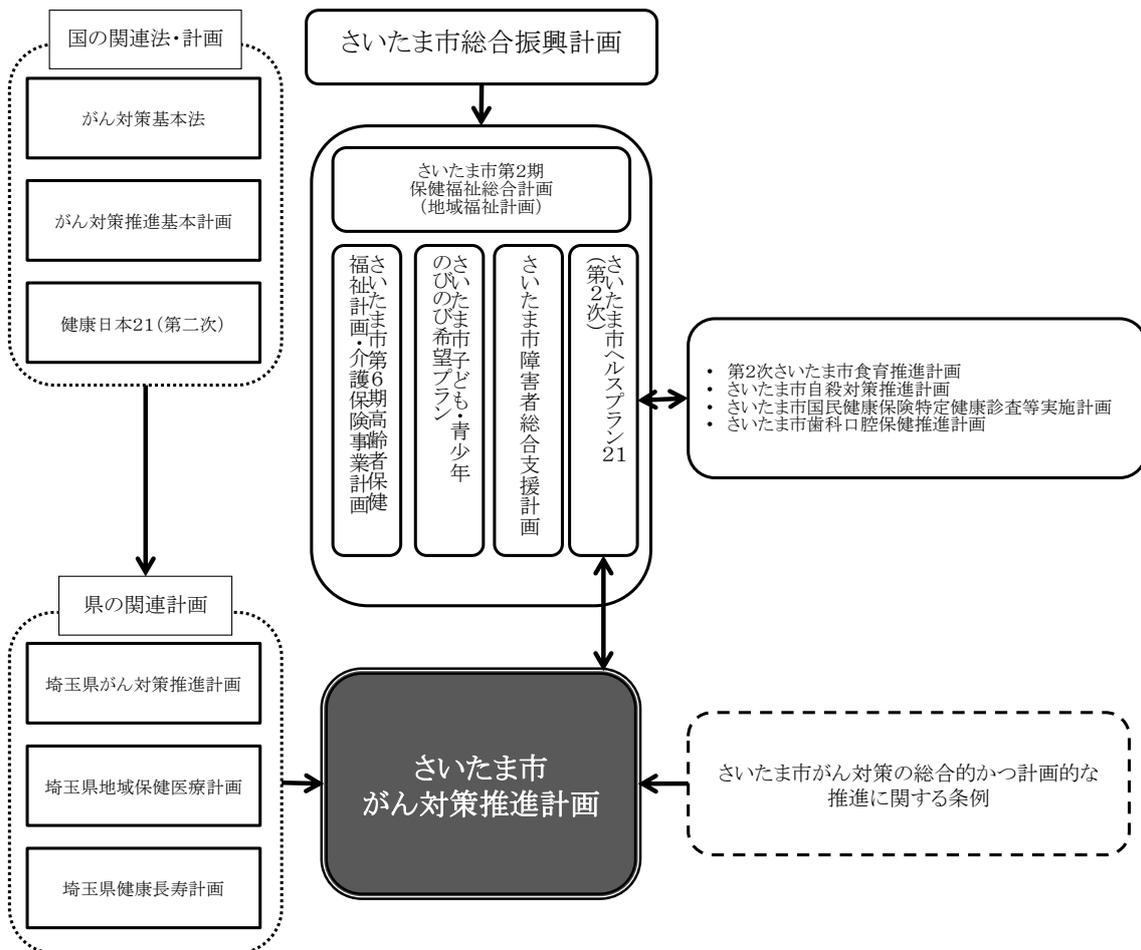
図 1 基本理念イメージ図



3. 計画の位置づけ

本計画は、市条例に基づき策定し、本市の健康増進計画である「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)(以下「ヘルスプラン21(第2次)」という。)」の関連計画として位置づけます。また、策定に際しては、国基本計画、県推進計画等との整合性を図るものとします。

図2 さいたま市計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 35 年度までの 8 年間とします。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、適宜内容の見直しを図ることとします。

図 3 関連計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
さいたま市がん対策推進計画	策定	→ 評価								次期計画
さいたま市ヘルスプラン21(第2次)	25年度～	中間評価						評価	次期計画	反映
埼玉県がん対策推進計画	25年度～	評価	次期計画							
がん対策推進基本計画	24年度～	評価	次期計画							

5. 計画の進行管理

本計画は、市民、事業者、保健医療関係者、市が一体となって着実に推進するものとします。進捗状況等について定期的に確認するとともに、必要に応じて、がん患者、保健医療関係者、学識経験者等から構成される「さいたま市がん対策推進協議会」による検討等を経て、見直しを行います。